

廃車（名義変更）の手続きはお済みですか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有している方に1年分課税されます。所有者の名義や住所が変わった場合や、所有者の死亡により車両を廃車した場合は、手続きが必要です。

名義変更や廃車の手続きをしていない場合は、元の所有者が納税義務者となり納税通知書が送られます。

軽自動車の変更手続きは車種によって取扱機関が異なるため、下記の表を参考に各機関へお問い合わせ下さい。



車 種 区 分	手 続 場 所
ミニカー、特定小型・一般原動機付自転車、小型特殊自動車（トラクター・フォークリフト等）	役場税務課 (☎01377-2-2452)
軽自動車（軽四輪）	函館地区 軽自動車協会 (☎050-3816-1764)
軽二輪（126～250cc以下）、二輪の小型自動車（251cc以上）	北海道運輸局 函館運輸支局 (☎050-5540-2002)

やってみませんか！スマートフォンでの確定申告

スマートフォンがあれば、ご自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成できます。自動計算のため計算誤りがなく、マイナンバーカードを使えば、作成したデータはそのままe-Taxで送信できますので、とても便利です。

申告期限が近づきますと確定申告会場は大変混雑しますので、ぜひご自宅からスマートフォンでの確定申告をご利用ください。

なお、税務署での申告を希望される方は、申告関係書類のほか、次の3点をご持参ください。①スマートフォン、②マイナンバーカード、③マイナンバーカードのパスワード2つ（署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書）、またはID・パスワード

※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

○確定申告の納付は、「振替納税」が便利です！

『振替納税』を利用すると、金融機関や税務署に出向くことなく、振替日に自動でご自身の預貯金口座から引き落としされます。また、一度手続を行うと継続してご利用いただけます。

令和7年分の確定申告で『振替納税』を利用したい場合、ご利用される税目（所得税・消費税）の納付期限内に確定申告書と「振替依頼書」を提出する必要があります。

税 目	確定申告期限（納付期限）	振 替 納 付 日
申 告 所 得 税	3月16日（月）	4月23日（木）
個人事業者の消費税	3月31日（火）	4月30日（木）

また、『振替納税』以外にも、ダイレクト納付、インターネットバンキング、クレジットカード納付、スマホアプリ納付及び二次元コードによるコンビニエンスストア納付がありますので、是非ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページの「確定申告特集」をご覧ください。



株式会社 光設備サービス （有料広告） 長万部町高砂町411-345 TEL 2-3937

給湯機器ボイラー・冷暖房用エアコン取付・水洗トイレ・ウォシュレット取付・洗面化粧台取替・ユニットバス取付・FFストーブ等の各設備、設計施工を承ります！

お支払いに便利な各種カードをご利用下さい
AirPAY 導入により Visa/Mastercard/JCB/American Express/
交通系電子マネー利用可能です



冬季間の水道凍結にご注意下さい